

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四第一項において準用する同法第五十二條の二第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により令和二年七月三十日から令和二年八月十九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、この決定があつたことを知つた日（広島県東部農林水産事務所長に対して異議の申出をした場合は、当該異議の申出に対する広島県東部農林水産事務所長の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和二年七月三十日

広島県東部農林水産事務所長 石 田 良 二

事業主体	尾道市
地区名	山方
事業名	区画整理事業
縦覧場所	尾道市役所